

若手会員の公益的活動等に対する支援に関する規則

(令和三年八月十九日規則第二百一号)

(目的)

第一条 この規則は、弁護士である若手会員が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とすることを自覚しつつ、弁護士業務の一層の深化を図るため、公益的活動、研修及び学習、先進的な取組等をする場合に本会が行う支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象会員)

第二条 この規則に定める支援の対象となる会員(以下「対象会員」という。)の範囲は、会長が実施要領で定める。

(公益的活動等に対する支援)

第三条 本会は、弁護士として行う公益的活動等をする対象会員に対し、支援金を支給することができる。

(研修、学習等に対する支援)

第四条 本会は、弁護士業務に資する研修、学習等をする対象会員に対し、支援金を支給することができる。

(先進的な取組等に対する支援)

第五条 本会は、弁護士業務において、先進的な取組等をしている、又は顕著な功績をあげた対象会員を表彰し、副賞を贈呈することができる。

2 本会は、弁護士業務において、先進的な取組等を行う対象会員に対し、助成金を支給することができる。

(実施要領への委任)

第六条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が実施要領で定める。

附 則

この規則は、令和三年八月十九日から施行する。